

証券コード 9767  
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

日 建 工 学 株 式 会 社

取締役社長 行 本 卓 生

## 第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |                                                                                                                        |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時          | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時                                                                                                   |
| 2. 場 所          | 東京都新宿区西新宿六丁目8番2号<br>B I Z 新宿 1 階 多目的ホール<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)                                                        |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第52期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第52期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項         |                                                                                                                        |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件                                                                                                               |
| 第2号議案           | 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件                                                                                         |
| 第3号議案           | 取締役6名選任の件                                                                                                              |
| 第4号議案           | 監査役1名選任の件                                                                                                              |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nikken-kogaku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の積極的な金融・経済政策や円安に支えられ企業収益は改善し、輸出や生産に持ち直しの動きがみられ、さらに個人消費が底堅い動きとなったことから、景気は緩やかな回復基調が続いてまいりました。

当社グループにおきましては、堅調であった公共投資がやや弱含みとなったことに加え、建設業界における労務単価、建設資材価格等の動向にも引き続き注視が必要な経営環境が続きました。

このような情勢のもと、当社グループは、当社技術工法、事業製品、関連資材の提案営業を積極的に推進するとともに製品資材の安定供給を実施した結果、東日本大震災の復興事業における被災3県の海岸堤防、防潮堤工事に提供する製品の売上高が伸長し、さらにベトナム北部の石油精製施設の防波堤工事による消波ブロックの型枠貸与が本格化したことから、前年度の補正予算による当年度執行公共工事が前年対比で減少したこと起因する売上高の減少を補い、売上高は前年度に比べ僅かな減少に留まりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,713百万円（前期比3.0%減）となりました。

事業別の売上高は、型枠貸与事業の売上高は1,791百万円（前期比8.5%減）、資材・製品販売事業の売上高は6,921百万円（前期比1.4%減）となりました。

収益面では、安定した経営基盤の確立へ向けた人材の拡充による販売費及び一般管理費の増加および設備投資した鋼製型枠の減価償却費の増加により、当連結会計年度の営業利益は358百万円（前期比29.8%減）、経常利益は382百万円（前期比26.2%減）、当期純利益は363百万円（前期比21.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、459百万円であり、その主なものは鋼製型枠であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、銀行借入、自己資金および所有権移転外ファイナンス・リースにより、所要資金を賄いました。

(事業別売上高)

(単位：百万円)

| 事業        | 期別 | 第51期<br>平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで |        | 第52期(当連結会計年度)<br>平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで |        |
|-----------|----|-------------------------------------|--------|----------------------------------------------|--------|
|           |    | 金額                                  | 構成比(%) | 金額                                           | 構成比(%) |
| 型枠貸与事業    |    | 1,957                               | 21.8   | 1,791                                        | 20.6   |
| 資材・製品販売事業 |    | 7,023                               | 78.2   | 6,921                                        | 79.4   |
| 合計        |    | 8,981                               | 100.0  | 8,713                                        | 100.0  |

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

| 区分                        | 期別 | 第49期       | 第50期       | 第51期       | 第52期<br>(当連結会計年度) |
|---------------------------|----|------------|------------|------------|-------------------|
|                           |    | (平成24年3月期) | (平成25年3月期) | (平成26年3月期) | (平成27年3月期)        |
| 売上高(千円)                   |    | 4,557,894  | 6,889,558  | 8,981,263  | 8,713,473         |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円)         |    | △571,793   | 174,881    | 518,459    | 382,724           |
| 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)       |    | △388,324   | 145,779    | 464,909    | 363,742           |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) |    | △21円24銭    | 7円98銭      | 25円44銭     | 19円91銭            |
| 総資産(千円)                   |    | 3,871,770  | 5,178,718  | 6,469,998  | 6,761,430         |
| 純資産(千円)                   |    | 1,609,826  | 1,820,776  | 2,262,058  | 2,529,832         |
| 1株当たり純資産額                 |    | 88円07銭     | 99円62銭     | 123円81銭    | 138円53銭           |

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名      | 資本金          | 当社の出資比率 | 主要な事業内容             |
|----------|--------------|---------|---------------------|
| 東洋水研株式会社 | 千円<br>50,000 | 90 %    | 消波根固ブロックの<br>型枠貸貸事業 |

### (4) 対処すべき課題

安定した企業収益を上げる経営基盤の確立のために、①社会資本整備のあり方をしっかり捉えた付加価値のある新事業・新製品の開発、②既存事業製品の選択と集中によるコアビジネスの強化、③ベトナムを製品供給体制の拠点とし、旺盛な東南アジア各国の社会基盤整備需要へ製品・工法を提供する国際事業の強化、④資本・経営の独立性を尊重した協力会社ネットワークの維持強化および新たな協力・提携関係の構築に取り組んでまいります。

### (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、型枠貸与事業および資材・製品販売事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 型枠貸与事業  
主に消波根固ブロックの製造用鋼製型枠の貸与を行っております。
- ② 資材・製品販売事業  
消波根固ブロック製品、消波根固用自然石製品、生態系保全、景観修景に関わる河川・道路・公園等のコンクリート二次製品、土砂吸出防止・洗掘防止・遮水等の土木用シートマットの製品等の販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

① 当社の本社および営業所

本社 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

営業所 北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿中国、四国、九州、  
沖縄

② 子会社の本社

名称 東洋水研株式会社

本社 東京都千代田区神田錦町三丁目19番地

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 114名 | 6名増         |

(注) 使用人数は就業人員であり、従業員数に臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 100名 | 4名増       | 49.5歳 | 15.0年  |

(注) 使用人数は就業人員であり、従業員数に臨時雇用者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借入先           | 借入残高      |
|---------------|-----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 300,000千円 |
| 興産信用金庫        | 64,722千円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 38,997,000株
- ② 発行済株式の総数 18,622,544株
- ③ 株主数 3,613名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                        | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------|------------|---------|
| フリージア・マクロス株式会社                               | 1,480,000株 | 8.10%   |
| 株式会社ジェイ・エム・イー                                | 1,288,021株 | 7.05%   |
| 行 本 敏 子                                      | 1,165,847株 | 6.38%   |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                          | 576,954株   | 3.16%   |
| 今 井 正 利                                      | 557,000株   | 3.05%   |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                    | 449,130株   | 2.46%   |
| 行 本 卓 生                                      | 360,835株   | 1.98%   |
| 菊 池 恵 理 香                                    | 346,561株   | 1.90%   |
| 三井住友信託銀行株式会社<br>（常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） | 340,000株   | 1.86%   |
| 日 亜 鋼 業 株 式 会 社                              | 250,000株   | 1.37%   |

（注）1. 当社は、平成27年3月31日現在、自己株式360,310株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況 |
|-----------|---------|---------------|
| 代表取締役社長   | 行 本 卓 生 |               |
| 専務取締役     | 大 内 久 夫 | 事業推進部門担当      |
| 常務取締役     | 佐々木 庸 介 | 事業推進部門担当      |
| 取 締 役     | 皆 川 曜 児 | 財務部長 兼 事業管理部長 |
| 常 勤 監 査 役 | 佐 藤 弘 志 |               |
| 監 査 役     | 二 宮 裕   |               |
| 監 査 役     | 遠 藤 勝 利 | 遠藤勝利税理士事務所代表  |

（注）1. 監査役二宮 裕氏および監査役遠藤勝利氏は、社外監査役であります。

2. 常勤監査役佐藤弘志氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役佐藤弘志氏は、当社の経理部に昭和56年10月から平成14年3月まで在籍し、通算21年にわたり決算手続ならびに財務諸表等の作成に従事しておりました。

3. 当社は、監査役二宮 裕氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員       | 支給額                   |
|------------------|------------|-----------------------|
| 取締役              | 4名         | 79,650千円              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 13,230千円<br>(3,960千円) |
| 合 計              | 7名         | 92,880千円              |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成26年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係  
 社外監査役遠藤勝利氏は、遠藤勝利税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係  
 該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況  
 ・取締役会および監査役会への出席状況

|         | 取締役会（11回開催） |      | 監査役会（7回開催） |      |
|---------|-------------|------|------------|------|
|         | 出席回数        | 出席率  | 出席回数       | 出席率  |
| 監査役二宮裕  | 11回         | 100% | 7回         | 100% |
| 監査役遠藤勝利 | 11回         | 100% | 7回         | 100% |

・取締役会および監査役会における発言状況

監査役二宮裕氏は、主に内部統制の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、監査結果の意見交換および議案審議の必要に応じて発言を行っております。

監査役遠藤勝利氏は、税理士の専門性を活かし、経営に対する客観的・中立的立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・合理性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、議案審議の必要に応じて発言を行っております。

- 二. 責任限定契約の内容の概要  
 該当事項はありません。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、事業に精通した社内出身者を中心に、迅速かつ事業の特性を踏まえた意思決定を行うことを重視しておりました。一方で、社外取締役に客観的な視点から経営参画していただくことは有益であるという考えの下に、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、適切な候補者を見つけることができず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりませんでした。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努め、1名の社外取締役候補者を、平成27年6月26日開催予定の第52回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案として上程いたします。



#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

(注)太陽A S G有限責任監査法人は、平成26年10月1日付で名称を変更し、太陽有限責任監査法人となりました。

② 報酬等の額

|                                      | 支 払 額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 23,400千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,400千円 |

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・マニュアル」を制定し行動規範を定めており、コンプライアンス委員会がコンプライアンス推進方針の作成・改定、体制の維持・管理、教育・啓蒙を統括しております。

また、「内部通報制度」に基づいた通報窓口を設置し、監視体制を整備しております。

さらに監査部門による内部監査を行い、これらの実効性を確保するために体制の見直し、強化を図ってまいります。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要会議である取締役会、部長会の議事録を作成し、社内規程により保管しております。その他の重要な職務の執行に係る情報については、すべて稟議規程、文書取扱規程に則り文書化されており、これを規程により保管しております。

法令、社内規程の定める保管期間が終了した文書等は、確実に裁断あるいは消去いたします。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により社内各部署において関連するリスクの洗い出し、リスク額の算出、リスク額軽減の対策を検討し、半期に一度取締役会に報告することとしております。

取締役会はその結果の妥当性、対策の有効性などを検討し、速やかにリスク回避・軽減対策の実行を指示してまいります。

また、大きな損失の発生の可能性が明らかになった場合、速やかに社長にまで報告が上がる体制を構築しており、速やかな危機管理につなげてまいります。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回の定例取締役会とそれに加え臨時取締役会を適宜開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行の監督を行っております。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
会社ならびに子会社から成る企業集団の基本は自主性を重んじながら、業務の適正を確保する体制についてはできる限りグループにおいて同一の体制を取ることとしております。子会社管理規程を定めており、それに則って役員人事、報告制度等を実行しており、「コンプライアンス・マニュアル」「リスク管理規程」については同一の規程を使用しております。  
また、当社の業務監査室が子会社の監査を行っております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
現在監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、必要に応じて置くこととし、その人事については監査役会の意見を十分に考慮して決定するものといたします。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
前項の使用人の任命、解任、人事異動、人事評価等については監査役会の事前の同意を必要といたします。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
監査役監査規則を定めており、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて取締役に説明を求めることが出来るとしており、また業務執行に関する重要な文書、帳簿を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めることが出来るとしておりますがこれらを監査役への報告を兼ねるものとみなしております。  
また、内部通報制度の通報窓口の1つを常勤監査役としており、誠実かつ正当な情報提供を行った者に対し不利な取扱をしない旨を定めております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役の監査が実効的に行われるためには、代表取締役の監査役監査の重要性と有用性に対する理解と、社内の十分な意思疎通が重要であると考えており、代表取締役と監査役、監査役と内部監査担当者、監査役と会計監査人は定期的に情報の交換を実施しております。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月25日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記には改定前の体制を記載しております。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に則した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更したものであります。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部                |                  |
|-----------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>5,590,061</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>3,564,248</b> |
| 現金及び預金          | 668,208          | 支払手形                   | 2,235,691        |
| 受取手形            | 1,867,754        | 買掛金                    | 692,308          |
| 売掛金             | 1,863,209        | 短期借入金                  | 55,000           |
| 商品及び製品          | 1,050,176        | 1年内返済予定の長期借入金          | 103,336          |
| 原材料及び貯蔵品        | 8,994            | 未払金                    | 117,744          |
| 前払費用            | 84,006           | 未払消費税等                 | 29,748           |
| 繰延税金資産          | 26,000           | 未払法人税等                 | 23,430           |
| その他             | 30,504           | 設備支払手形                 | 29,780           |
| 貸倒引当金           | △8,793           | リース債務                  | 196,789          |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>1,171,369</b> | その他                    | 80,419           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>706,291</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>667,349</b>   |
| 建物              | 9,062            | 長期借入金                  | 206,386          |
| 鋼製型枠            | 150,569          | リース債務                  | 364,201          |
| 機械装置            | 31               | 退職給付に係る負債              | 67,884           |
| 車両運搬具           | 704              | 繰延税金負債                 | 7,440            |
| 器具備品            | 2,028            | その他                    | 21,436           |
| 土地              | 9,473            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>4,231,598</b> |
| リース資産           | 534,422          | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>15,325</b>    | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,422,868</b> |
| ソフトウェア          | 8,558            | 資本金                    | 1,004,427        |
| その他             | 6,767            | 資本剰余金                  | 541,702          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>449,751</b>   | 利益剰余金                  | 938,594          |
| 投資有価証券          | 273,400          | 自己株式                   | △61,854          |
| 敷金              | 74,935           | その他の包括利益累計額            | 105,446          |
| 破産債権等           | 141,874          | その他有価証券評価差額金           | 105,446          |
| その他             | 179,405          | <b>少 数 株 主 持 分</b>     | <b>1,517</b>     |
| 貸倒引当金           | △219,864         | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,529,832</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>6,761,430</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>6,761,430</b> |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連 結 損 益 計 算 書

( 平成26年 4 月 1 日から )  
( 平成27年 3 月 31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                         | 金       | 額         |
|-----------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                       |         | 8,713,473 |
| 売 上 原 価                     |         | 6,979,449 |
| 売 上 総 利 益                   |         | 1,734,023 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 1,375,468 |
| 営 業 利 益                     |         | 358,555   |
| 営 業 外 収 益                   |         |           |
| 受 取 利 息                     | 1,091   |           |
| 受 取 配 当 金                   | 5,573   |           |
| た な 卸 資 産 処 分 益             | 13,348  |           |
| 為 替 差 益                     | 14,592  |           |
| そ の 他                       | 3,036   | 37,642    |
| 営 業 外 費 用                   |         |           |
| 支 払 利 息                     | 12,479  |           |
| そ の 他                       | 993     | 13,472    |
| 経 常 利 益                     |         | 382,724   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |         | 382,724   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 43,464  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △26,000 | 17,464    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 365,260   |
| 少 数 株 主 利 益                 |         | 1,517     |
| 当 期 純 利 益                   |         | 363,742   |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

|                            | 株 主 資 本   |         |          |         |           |
|----------------------------|-----------|---------|----------|---------|-----------|
|                            | 資 本 金     | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                  | 1,004,427 | 541,691 | 702,731  | △60,259 | 2,188,590 |
| 当連結会計年度中の変動額               |           |         |          |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                | －         | －       | △127,879 | －       | △127,879  |
| 当 期 純 利 益                  | －         | －       | 363,742  | －       | 363,742   |
| 自 己 株 式 の 取 得              | －         | －       | －        | △1,740  | △1,740    |
| 自 己 株 式 の 処 分              | －         | 10      | －        | 145     | 156       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額) | －         | －       | －        | －       | －         |
| 当連結会計年度中の変動額合計             | －         | 10      | 235,862  | △1,594  | 234,278   |
| 当 期 末 残 高                  | 1,004,427 | 541,702 | 938,594  | △61,854 | 2,422,868 |

|                            | その他の包括利益累計額  |               | 少数株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------|--------------|---------------|--------|-----------|
|                            | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 |        |           |
| 当 期 首 残 高                  | 73,468       | 73,468        | －      | 2,262,058 |
| 当連結会計年度中の変動額               |              |               |        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                | －            | －             | －      | △127,879  |
| 当 期 純 利 益                  | －            | －             | －      | 363,742   |
| 自 己 株 式 の 取 得              | －            | －             | －      | △1,740    |
| 自 己 株 式 の 処 分              | －            | －             | －      | 156       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額) | 31,977       | 31,977        | 1,517  | 33,495    |
| 当連結会計年度中の変動額合計             | 31,977       | 31,977        | 1,517  | 267,773   |
| 当 期 末 残 高                  | 105,446      | 105,446       | 1,517  | 2,529,832 |

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 東洋水研株式会社

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ロ. たな卸資産の評価基準および評価方法

- ・商品及び製品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

###### ロ. リース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

###### ハ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。



④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、当社は執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形割引高 128,218千円

(2) 受取手形裏書譲渡高 52,516千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 3,506,411千円

(4) 鋼製型枠

鋼製型枠は、コンクリートブロック製造用型枠であります。

(5) リース資産

リース資産は、コンクリートブロック製造用型枠等であります。

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 18,622千株      | －千株          | －千株          | 18,622千株     |

#### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 351千株         | 9千株          | 0千株          | 360千株        |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。また、自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡による減少であります。

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|---------------------|------------|------------|
| 平成26年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 73,083         | 4.00                | 平成26年3月31日 | 平成26年6月27日 |
| 平成26年11月7日<br>取締役会   | 普通株式  | 54,796         | 3.00                | 平成26年9月30日 | 平成26年12月1日 |

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-------|---------------------|------------|------------|
| 平成27年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 54,786         | 利益剰余金 | 3.00                | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |

(注) 平成27年6月26日開催の定時株主総会の議案として、提案しております。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資については設備投資計画に照らして、銀行借入、自己資金および所有権移転外ファイナンス・リースで行っております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。余裕資金は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社は、営業債権について取引先の状況を取引相手先ごとに期日および残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。借入金、リース債務（流動負債）およびリース債務（固定負債）は設備投資に係る所有権移転外ファイナンス・リースであり、償還日は決算日後最長で5年であります。

###### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいたため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金    | 668,208            | 668,208    | —          |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 3,730,963          | 3,730,963  | —          |
| (3) 投資有価証券    | 273,400            | 273,400    | —          |
| 資産計           | 4,672,573          | 4,672,573  | —          |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 2,928,000          | 2,928,000  | —          |
| (2) 短期借入金     | 55,000             | 55,000     | —          |
| (3) 長期借入金     | 309,722            | 309,722    | —          |
| (4) リース債務     | 560,990            | 571,532    | 10,541     |
| 負債計           | 3,853,713          | 3,864,254  | 10,541     |

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

**資 産**

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

**負 債**

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、一部の長期借入金は、複合金融商品であるキャンセルブルローン（期限前特約権の行使による期限前解約特約付）であります。長期借入金の時価に含めて算定しております。

(4) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 138円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 19円91銭  |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部          |                  |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,042,904</b> | <b>流動負債</b>      | <b>2,955,364</b> |
| 現金及び預金          | 655,830          | 支払手形             | 1,959,248        |
| 受取手形            | 1,855,646        | 買掛金              | 462,715          |
| 売掛金             | 1,662,140        | 1年内返済予定の長期借入金    | 100,000          |
| 商品及び製品          | 687,991          | 未払金              | 118,232          |
| 原材料及び貯蔵品        | 842              | 未払消費税等           | 29,748           |
| 前払費用            | 51,572           | 未払法人税等           | 22,882           |
| 繰延税金資産          | 26,000           | 設備支払手形           | 11,409           |
| その他             | 111,695          | リース債務            | 196,789          |
| 貸倒引当金           | △8,813           | その他              | 54,338           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,092,009</b> | <b>固定負債</b>      | <b>652,429</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>618,161</b>   | 長期借入金            | 200,000          |
| 建物              | 8,630            | リース債務            | 364,201          |
| 鋼製型枠            | 62,876           | 繰延税金負債           | 7,440            |
| 機械装置            | 31               | 退職給付引当金          | 62,259           |
| 車両運搬具           | 704              | その他              | 18,528           |
| 器具備品            | 2,022            | <b>負債合計</b>      | <b>3,607,794</b> |
| 土地              | 9,473            | <b>純資産の部</b>     |                  |
| リース資産           | 534,422          | <b>株主資本</b>      | <b>2,421,673</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>14,992</b>    | 資本金              | 1,004,427        |
| ソフトウェア          | 8,225            | 資本剰余金            | 541,702          |
| その他             | 6,767            | 資本準備金            | 541,691          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>458,855</b>   | その他資本剰余金         | 10               |
| 投資有価証券          | 273,400          | <b>利益剰余金</b>     | <b>937,398</b>   |
| 関係会社株式          | 12,132           | 利益準備金            | 251,106          |
| 長期貸付金           | 76,500           | その他利益剰余金         | 686,291          |
| 敷金              | 72,006           | 別途積立金            | 700,000          |
| 破産債権等           | 141,874          | 繰越利益剰余金          | △13,708          |
| その他             | 102,805          | <b>自己株式</b>      | <b>△61,854</b>   |
| 貸倒引当金           | △219,864         | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>105,446</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>6,134,914</b> | その他有価証券<br>評価差額金 | 105,446          |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>2,527,119</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>6,134,914</b> |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

( 平成26年 4月 1日から  
平成27年 3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 7,919,869 |
| 売 上 原 価               |         | 6,371,801 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,548,068 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,237,034 |
| 営 業 利 益               |         | 311,033   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 2,637   |           |
| 受 取 配 当 金             | 5,573   |           |
| た な 卸 資 産 処 分 益       | 13,348  |           |
| 為 替 差 益               | 14,592  |           |
| そ の 他                 | 3,032   | 39,184    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 11,752  |           |
| そ の 他                 | 370     | 12,123    |
| 経 常 利 益               |         | 338,094   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 338,094   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 42,917  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △26,000 | 16,917    |
| 当 期 純 利 益             |         | 321,177   |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                                     | 株 主 資 本   |           |                  |                  |             |         |                       |               |
|-----------------------------------------------------|-----------|-----------|------------------|------------------|-------------|---------|-----------------------|---------------|
|                                                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                  |                  | 利 益 剰 余 金   |         |                       |               |
|                                                     |           | 資本準備金     | そ<br>の<br>資<br>本 | 他<br>剰<br>余<br>金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金   | その他利益剰余金<br>別 積 立 途 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |
| 当 期 首 残 高                                           | 1,004,427 | 541,691   | —                | 541,691          | 251,106     | 700,000 | △207,005              | 744,101       |
| 当 事 業 年 度 中<br>の 変 動 額                              |           |           |                  |                  |             |         |                       |               |
| 剰 余 金 の 配 当                                         | —         | —         | —                | —                | —           | —       | △127,879              | △127,879      |
| 当 期 純 利 益                                           | —         | —         | —                | —                | —           | —       | 321,177               | 321,177       |
| 自 己 株 式 得 得<br>の 取 得 金                              | —         | —         | —                | —                | —           | —       | —                     | —             |
| 自 己 株 式 分<br>の 処 分 金                                | —         | —         | 10               | 10               | —           | —       | —                     | —             |
| 株 主 資 本 以<br>外 の 項 目 の 変 動 額<br>( 業 務 年 度 中 の 純 額 ) | —         | —         | —                | —                | —           | —       | —                     | —             |
| 当 事 業 年 度 中<br>の 変 動 額 合 計                          | —         | —         | 10               | 10               | —           | —       | 193,297               | 193,297       |
| 当 期 末 残 高                                           | 1,004,427 | 541,691   | 10               | 541,702          | 251,106     | 700,000 | △13,708               | 937,398       |

|                                                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            |                  |                        | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------------------------------|-----------------|------------|------------------|------------------------|-----------|
|                                                     | 自己株式            | 株主資本<br>合計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                                           | △60,259         | 2,229,960  | 73,468           | 73,468                 | 2,303,428 |
| 当 事 業 年 度 中<br>の 変 動 額                              |                 |            |                  |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                                         | —               | △127,879   | —                | —                      | △127,879  |
| 当 期 純 利 益                                           | —               | 321,177    | —                | —                      | 321,177   |
| 自 己 株 式 得 得<br>の 取 得 金                              | △1,740          | △1,740     | —                | —                      | △1,740    |
| 自 己 株 式 分<br>の 処 分 金                                | 145             | 156        | —                | —                      | 156       |
| 株 主 資 本 以<br>外 の 項 目 の 変 動 額<br>( 業 務 年 度 中 の 純 額 ) | —               | —          | 31,977           | 31,977                 | 31,977    |
| 当 事 業 年 度 中<br>の 変 動 額 合 計                          | △1,594          | 191,712    | 31,977           | 31,977                 | 223,690   |
| 当 期 末 残 高                                           | △61,854         | 2,421,673  | 105,446          | 105,446                | 2,527,119 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券  
・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準および評価方法  
・商品及び製品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
・原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法によっております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
- ② リース資産 リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- ③ 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
また、当社は執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によ  
 っております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 受取手形割引高 106,892千円  
 (2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,552,964千円  
 (3) 鋼製型枠  
 鋼製型枠は、コンクリートブロック製造用型枠であります。  
 (4) リース資産  
 リース資産は、コンクリートブロック製造用型枠等であります。  
 (5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 101,426千円  
 ② 短期金銭債務 38,983千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 売上高 40,628千円  
 ② 仕入高 282,717千円  
 ③ 販売費及び一般管理費 252千円  
 ④ 営業取引以外の取引高 1,548千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 351千株       | 9千株        | 0千株        | 360千株      |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。また、自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡による減少であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |  |                   |
|--------------|--|-------------------|
| 繰延税金資産       |  |                   |
| 繰越欠損金        |  | 15,911千円          |
| 投資有価証券評価損    |  | 54,263千円          |
| 関係会社株式評価損    |  | 23,290千円          |
| 貸倒引当金超過額     |  | 68,348千円          |
| 減価償却超過額      |  | 7,802千円           |
| 減損損失否認額      |  | 1,621千円           |
| その他          |  | 59,990千円          |
| 計            |  | 231,229千円         |
| 評価性引当額       |  | <u>△205,229千円</u> |
| 繰延税金資産合計     |  | 26,000千円          |
| 繰延税金負債       |  |                   |
| その他有価証券評価差額金 |  | <u>7,440千円</u>    |
| 繰延税金負債合計     |  | <u>7,440千円</u>    |
| 繰延税金資産の純額    |  | <u>18,559千円</u>   |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類  | 会社等の<br>名称   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との<br>関係         | 取引<br>内容         | 取引金額<br>(千円) | 科目                 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------|---------------------------|-----------------------|------------------|--------------|--------------------|--------------|
| 子会社 | 東洋水研<br>株式会社 | 所 有<br>直 接<br>90.0%       | 資金の<br>貸借関係、<br>役員の兼任 | 資金の<br>回収<br>(注) | 5,000        | その他流動<br>資産(短期貸付金) | 100,000      |
|     |              |                           |                       | 利息の<br>受 取       | 1,548        | その他流動<br>資産(未収収益)  | -            |

(注)資金の貸付について、貸付に伴う利息は市場金利を勘案し決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 138円38銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 17円58銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月22日

日建工学株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大村 茂 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 浩 巳 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日建工学株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日建工学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

日建工学株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大村 茂 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 浩 巳 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日建工学株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

日建工学株式会社監査役会

常勤監査役 佐藤 弘 志 ㊞  
監査役 二宮 裕 ㊞  
監査役 遠藤 勝利 ㊞

(注) 監査役二宮 裕および監査役遠藤勝利は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、当該期の業績および先行きの見通し等を踏まえながら、内部留保とのバランスを考慮しつつ安定的に配当を実施して行くことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針を総合的に勘案し、下記のとおり1株につき3円とさせていただきますと存じます。

なお、中間配当金として1株につき3円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は、1株につき6円となります。

記

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金3円  
配当総額 金54,786,702円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成27年6月29日

### 第2号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成27年4月24日付取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議し、公表いたしました。

本対応方針は、導入当初の有効期限を本総会終結の時とし、本総会において本対応方針の継続に関する株主の皆様のご意思をお諮りさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本対応方針は、更に、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続されるものとされています。

本議案は、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本対応方針の導入・継続を決議した当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名が出席し、その全員が本対応方針の導入・継続に賛成しております。また、本対応方針の導入時に就任した独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙3に記載のとおりです。

本対応方針の内容は、後記のとおりであります。

## 記

### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、社会基盤整備の分野において、国土防災と豊かな自然環境との調和に貢献する製品・工法を提供する当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、①製品・工法開発力、②技術力、③柔軟な供給体制、④取引先等との強固な信頼関係、⑤地域経済・社会への貢献が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることとなる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、II 3. をご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）にしたがって、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ



当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後  
のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共  
同の利益を著しく損なう（詳細につきましては、Ⅱ 4.（1）のイ、ないしニ、  
をご参照ください。）と認められるものもないとは言えません。当社は、かか  
る大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針にしたがって適切と  
考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要  
であると考えております。

## II 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び 事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、(i) 特定株主グル  
ープ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株  
券等（注3）の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が  
20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買  
付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買  
付行為を除きます。）または、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割  
合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（注4）（以下かかる買付行為  
または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行  
う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとお  
り一定の合理的なルール（大規模買付ルール）にしたがっていただくこととし、  
これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めるこ  
とをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の  
財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたし  
ます。

### 1. 本対応方針継続の必要性

Iで述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為  
に先立ち、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買  
付ルールにしたがって、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取  
締役に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ  
当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後  
のみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会及び独立委員会は、かかる情報が提供された後、それぞれ、大  
規模買付行為に対する当社取締役会及び独立委員会としての意見の検討を速や  
かに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサル  
タントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受け

ながら慎重に検討したうえで意見を形成し必要に応じ開示いたします。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

## 2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者（注5）の中から選任します。なお、独立委員会の概要は別紙2のとおりです。

本対応方針においては、下記Ⅱ4.（1）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記Ⅱ4.（2）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動することがある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。また、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの判断（下記Ⅱ4.（1）をご参照ください。）、大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記Ⅱ4.（2）をご参照ください。）、対抗措置を発動・不発動・停止・変更すべきか否かの判断（下記Ⅱ4.（2）をご参照ください。）等、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

### 3. 大規模買付ルールの内容

#### (1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供された本必要情報を、速やかに独立委員会に提供するものとします。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性並びに大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

なお、意向表明書及び本必要情報その他大規模買付者が当社に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券（金融商品取引法第2条第2項に規定する有価証券をいいます。以下同じとします。）、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引（デリバティブ取引、貸借取引及び担保取引を含みます。）の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）及び当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

- ④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑦当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）が過去5年間に行った企業買収、資本提携等の実績（当該企業買収、資本提携等の相手方企業の具体的な名称・事業内容、当該企業買収、資本提携等の実行までの経緯、実行後の相手方企業の業績の変化及び相手方企業において実現したシナジーの具体的内容等の情報を含みます。）
- ⑩その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報  
大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

## （2）当社取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示

することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動の勧告または対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動または株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則にしたがって直ちに株主の皆様に対して開示します。

### （3）当社取締役会による決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動または株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主の皆様に対し対抗措置発動の可否についてお諮りするため、原則として株主総会招集の決議を行い、当該決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。

これらの取締役会決議を行った場合、株主総会が開催された場合等において、当社は適切と認められる情報を、適時適切に開示いたします。

## 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### （1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見を参考にし、監査役の見解も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときに

は、当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります（対抗措置として具体的に講じる手段については、下記４．

（２）をご参照ください。）。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、原則として株主総会招集の決議を行い、当該株主総会の決議にしたがって、対抗措置を発動することがあります（株主総会を開催する場合の手続きについては、上記３．（３）をご参照ください。）。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為である場合

①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ. 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

ハ. 大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合

ニ. 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見を参考にし、監査役の見解も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

## (3) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、次のとおり対抗措置発動を中止または停止することができるものとします。

- ①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②新株予約権の無償割当ての効力発後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

## 5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本対応方針継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針継続時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

## (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合等においては、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議または株主総会決議に基づき、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則にしたがって適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 6. 本対応方針の継続と有効期限

本対応方針は、本総会における株主の皆様の承認を条件として、同承認があった日より継続されることとし、継続後の有効期限は同承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とします。

但し、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。その場合には、当社は、その廃止の事実を速やかに開示します。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。その場合にも、当社は、その変更内容を速やかに開示いたします。



## 7. 法令等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、平成27年4月24日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができますものとします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）

または、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）

または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済

株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）

は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

注5：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

以上

## 新株予約権概要

## 1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

## 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（ただし、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする

取得の対象とする。) 。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者(ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。)も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

## 8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者(ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。)以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合(ただし、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。)には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

- ③ 取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

## 独立委員会の概要

### 1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

### 2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上で構成される。

### 3. 任期

独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

### 4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

### 5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に助言・勧告するものとする。なお、独立委

員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④ 大規模買付者による大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤ 大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥ 取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦ 対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑧ 対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
- ⑨ 大規模買付ルールの継続・変更・廃止
- ⑩ その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴

【氏名】 二宮 裕 (にのみや ひろし)

【略歴】 昭和16年4月生まれ

平成4年5月 株式会社三和銀行品質管理部長

平成7年5月 東和エンタープライズ株式会社取締役社長

平成11年6月 株式会社アプラス監査役

平成15年6月 当社監査役(現任)

二宮 裕氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】 遠藤 勝利 (えんどう かつとし)

【略歴】 昭和17年6月生まれ

平成11年6月 蒲田税務署長

平成12年9月 遠藤税理士事務所開設(現任)

平成16年6月 当社監査役(現任)

遠藤 勝利氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】 本村 健 (もとむら たけし)

【略歴】 昭和45年8月生まれ

平成9年4月 弁護士登録・岩田合同法律事務所入所(現任)

平成15年6月 University of Washington School of Law (LL.M.)

平成15年10月 ステップトゥ・アンド・ジョンソン法律事務所  
(Steptoe & Johnson LLP) ワシントン・オフィス勤務

平成19年6月 学校法人大妻学院、大妻女子大学・監事(現任)

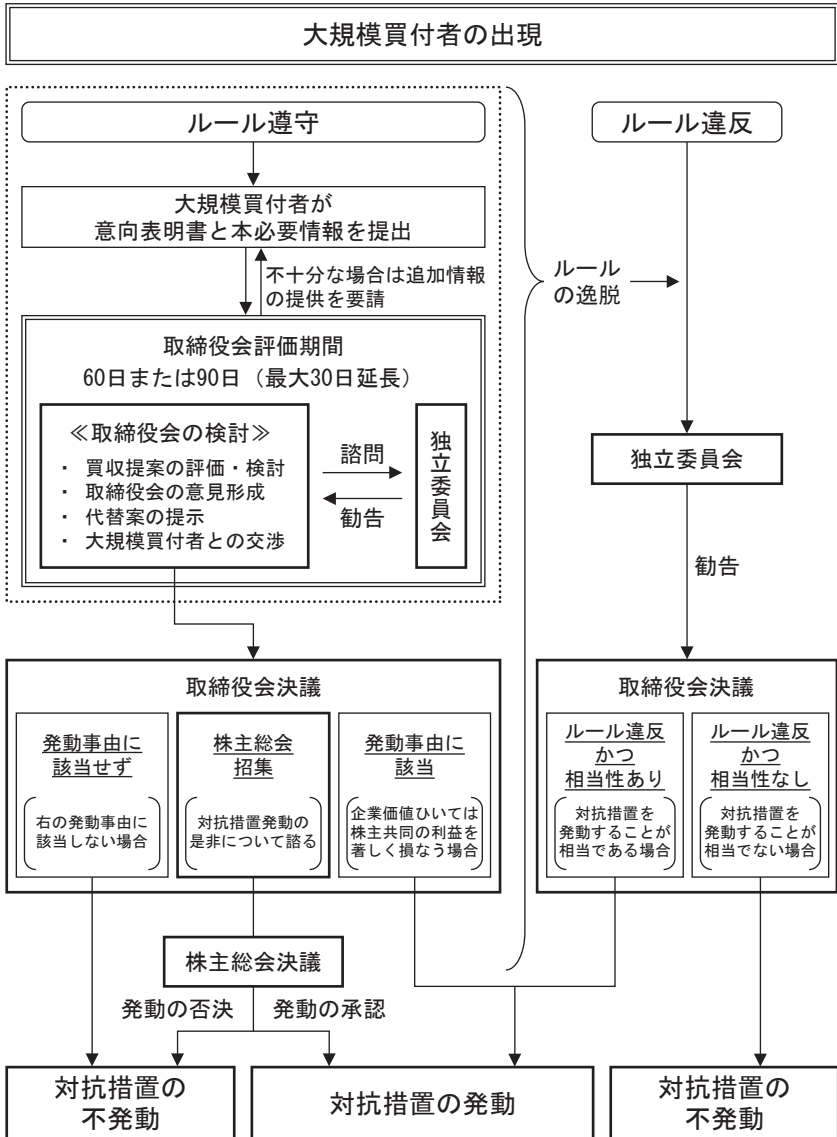
平成19年9月 慶応義塾大学法科大学院(ロースクール)・非常勤講師

平成27年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官(現任)

本村 健氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以上

# 本対応方針のイメージ図





### 第3号議案 取締役6名選任の件

本総会結終の時をもちまして取締役行本卓生、大内久夫、佐々木庸介、皆川曜児の4氏が任期満了となります。つきましては今後の事業展開の促進および経営基盤の充実強化、さらに社外取締役を増員することにより、取締役会の経営監督機能の強化を図るため、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                 | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1         | ゆきもと たか き<br>行 本 卓 生<br>(昭和33年7月1日生)      | 平成4年6月 当社取締役<br>平成5年1月 当社常務取締役<br>平成5年6月 当社代表取締役社長(現任)                                                                                         | 360,835株        |
| 2         | おおうち ひさ お<br>大 内 久 夫<br>(昭和23年5月23日生)     | 平成13年4月 国土交通省国土技術政策総合研究所副所長<br>平成15年2月 財団法人国際臨海開発研究センター専務理事<br>平成19年6月 五洋建設株式会社常務執行役員<br>平成24年10月 当社顧問<br>平成25年6月 当社専務取締役(現任)                  | 10,000株         |
| 3         | ささき き よう すけ<br>佐 々 木 庸 介<br>(昭和25年3月25日生) | 平成11年4月 建設省九州地方建設局企画部長<br>平成16年8月 社団法人国際建設技術協会専務理事<br>平成21年9月 当社入社<br>平成22年6月 当社常務取締役(現任)                                                      | 2,000株          |
| 4         | みなかわ よう じ<br>皆 川 曜 児<br>(昭和31年10月4日生)     | 平成21年6月 当社取締役管理部長兼人財成長企画室長<br>平成22年12月 当社取締役管理部長兼事業部長<br>平成24年4月 当社取締役財務部長兼事業管理部長(現任)                                                          | 6,150株          |
| ※5        | いがらし とし や<br>五 十 嵐 敏 也<br>(昭和32年9月1日生)    | 昭和58年4月 当社入社<br>平成16年4月 当社執行役員土木シト事業部長<br>平成19年4月 当社執行役員事業企画部長<br>平成21年4月 当社執行役員事業統括管理部長<br>平成23年4月 当社執行役員東北営業所長<br>平成24年4月 当社執行役員東北復興事業部長(現任) | 1,000株          |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                           | 所有する当<br>社の株式の<br>数 |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| ※6        | すな がわ たか し<br>砂 川 孝 志<br>(昭和23年5月26日生) | 昭和63年4月 建設省東北地方建設局北上川下流工事事務<br>所長<br>平成3年7月 建設省四国地方建設局徳島工事事務所長<br>平成6年11月 建設省河川局治水課流域治水調査官<br>平成9年4月 群馬県庁土木部長<br>平成14年1月 国土地理院参事官<br>平成15年4月 財団法人リハ・フロント整備センター専務理事<br>平成21年1月 株式会社熊谷組土木事業本部 常任顧問<br>(現任) | -株                  |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 砂川 孝志氏は、社外取締役候補者であります。  
砂川 孝志氏を社外取締役候補者とした理由は、企業活動に関する高い見識及び豊富な知識を活かして当社の経営判断に、独立した立場から適切な助言をいただくことを期待できることから社外取締役として選任するものであります。
4. 砂川 孝志氏は、株式会社熊谷組の常任顧問であり、当社と株式会社熊谷組との間には、特別な関係はありません。当社と株式会社熊谷組との間には資材・製品販売事業等の取引関係があります。
5. 砂川 孝志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって二宮 裕氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

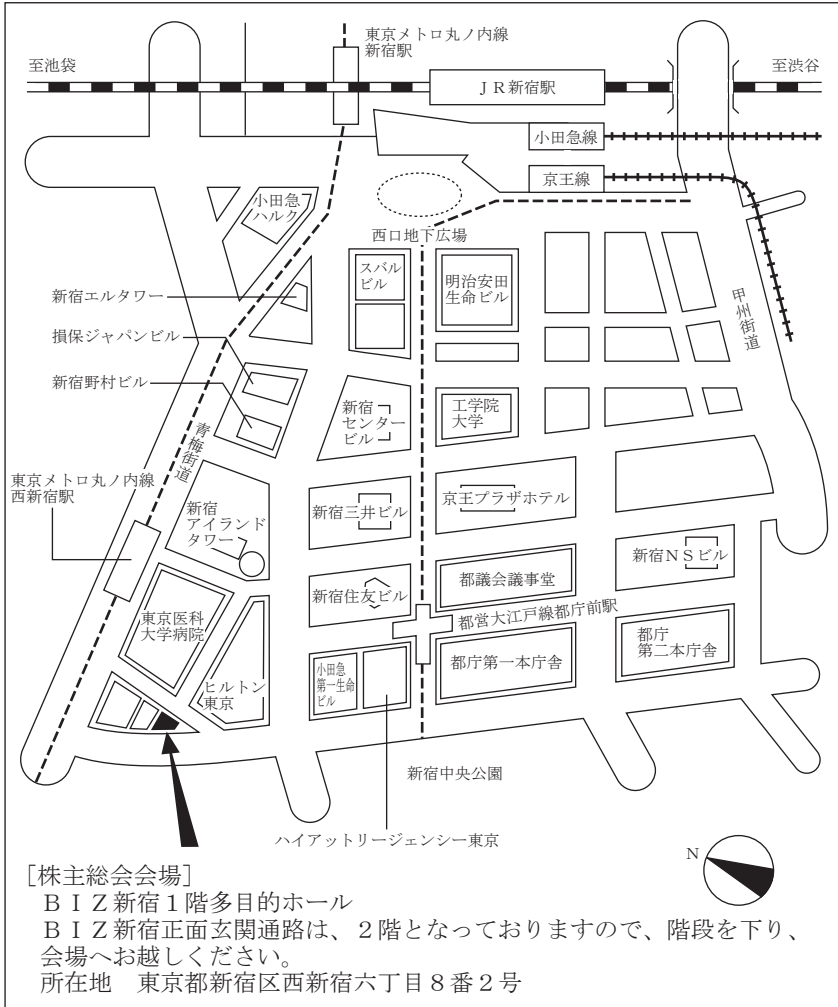
監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                      | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| に<br>二<br>宮<br>(昭和16年4月29日生) | 平成4年5月 株式会社三和銀行品質管理部長<br>平成7年5月 東和エンタープライズ株式会社社長<br>平成11年6月 株式会社アプラス監査役<br>平成15年6月 当社監査役就任(現任) | 3,000株      |

- (注) 1. 二宮 裕氏は、社外監査役候補者であります。
2. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 二宮 裕氏は、監査役経験が通年16年となっており、監査業務に精通しております。過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 二宮 裕氏は当社の監査役に就任後12年が経過しております。当社は、二宮 裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

交通機関 J R 線・小田急線・京王線 新宿駅下車 徒歩約15分  
東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅下車 徒歩約5分  
都営大江戸線 都庁前駅下車 徒歩約6分